

# 兵庫県緑の広域計画策定業務仕様書

本仕様書は、下記の業務に適用する。(以下「本業務」という。)

業 務 名 : 兵庫県緑の広域計画策定業務

委 託 期 間 : 契約日～令和9年3月31日限り

## 第1条 適用する図書

本業務の実施にあたっては本仕様書及び以下の図書によらなければならない。なお、図書等については、契約時点での最新版を使用すること。

- 1 都市緑地法運用指針(国土交通省 都市局)
- 2 土木設計業務等委託必携最新版(兵庫県 土木部)
- 3 公園緑地マニュアル(日本公園緑地協会)
- 4 その他調査職員の指示するもの

## 第2条 目的

兵庫県では、平成 7 年度に広域的見地からの緑地計画を提案し、緑豊かな県土づくりに率先して取り組む目標として、兵庫県の広域緑地計画である「兵庫県グリーンフェニックス計画」を策定した。その後、平成 28 年度に広域緑地計画の要素を取り入れ花と緑に特化した「ひょうご花緑創造プラン」や都市公園の整備・管理に特化した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」が策定され、現在に至っている。

令和 6 年度の都市緑地法改正により、県による緑の広域的な計画が策定できることとなり、また、緑地に求められる機能・潮流が今般大きく変わってきていることから、計画を新たに策定すべき時期がきている。

本業務は、緑を取り巻く状況を把握し、都市における緑地の保全等に関する緑の広域計画を策定することを目的とする。

## 第3条 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

### 1 緑被率調査

JAXA高解像度土地利用土地被覆図等のオープンデータを用いて、兵庫県内全域の緑被率を市町別や用途地域別など区分できる形で算定する。算定方法はR7年度内に国より提示予定。

### 2 現状把握

次項「3 緑の広域計画案の作成」の実施にあたり、地域ごとに既存の統計書や文献、各種資料をもとに数値データ等を収集するとともに、緑に関する課題を取りまとめる。下記の各項目(1)～(7)を構成すると思われる資料としてア～ケを例示しているので、計画策定に当たっては適宜追加・削除すること。これによる大きな変更を除き設計変更の対象としない。

また、地域区分については都市計画区域マスタープランと神戸地域の7地域等が想定さ

れるが、発注者と協議の上で設定する。

○調査項目(カッコ内はもとになるデータ等)

(1) 自然的・歴史的環境

- ア 位置・面積(兵庫県統計書等)
- イ 地形・地質(土地分類基本調査等)
- ウ 法規制(土地利用計画、緑条例等)
- エ 動植物の状況(環境省自然環境保全基礎調査等)
- オ 気象(気象統計等)
- カ 文化財(教育委員会資料)
- キ 歴史(関連資料)
- ク 風土(関連資料)
- ケ 景観(関連資料)

(2) 社会的環境

- ア 人口(国勢調査)
- イ 産業(兵庫県統計書、経済センサス等)
- ウ 農林業(兵庫県統計書、農林業センサス等)
- エ 土地利用(都市計画基礎調査、jaxa高解像度土地利用土地被覆図等)
- オ 経済圏・生活圏(関連資料)
- カ 交通(道路体系図、鉄道路線図等)
- キ 災害(関連資料)
- ク 大規模プロジェクト(関連資料)
- ケ レクリエーション施設(関連資料)

(3) 緑地の状況

- ア 緑被率(jaxa 高解像度土地利用土地被覆図等)
- イ 緑地における CO<sub>2</sub> 吸収量(関連資料)
- ウ 特別緑地保全地区の指定面積(関連資料)
- エ 緑地の住民一人あたり面積(人口と緑地状況の調査結果をもとに算出)
- オ 都市公園の整備状況(関連資料)
- カ 都市緑地(関連資料)
- キ 自然公園等の関連する法規制の状況(土地利用計画等)

(4) グリーンインフラに必要な事項

- ア 貯水池(関連資料)
- イ 流域治水の状況(関連資料)
- ウ 避難地・防災状況(関連資料)

(5) 都市緑地を取り巻く潮流

- ア 先進事例調査(5 例程度)
- イ 住民アンケート調査(内容は業務内にて検討)

(6) 兵庫県における緑施策、そのほか関連する計画・施策

- ア これまでの緑施策の経緯(関連資料)
- イ ひょうご花緑創造プラン(本計画に統合)

- ウ 兵庫県地域防災計画、兵庫県環境基本計画、生物多様性ひょうご戦略他
- エ 県内市町策定「緑の基本計画」

#### (7) 課題整理

- ア (1)～(6)を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理する。

### 3 緑の広域計画案の作成

前述の現状、関連計画、市町の意向などとの整合を図りつつ、県の花緑検討小委員会で先行的に検討している「ひょうご花緑創造プラン」の緑の広域計画への移行や、国の「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「緑の基本方針」)」で示されている緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の目標を踏まえ、都市緑地法第3条の3第2項に示されている緑地の保全や緑化の目標・推進方針・推進施策、県立都市公園に整備・管理に関する事項、緑地保全地域内における行為の規制、特別緑地保全地区内における土地の買い入れに関する事項等について、緑の広域計画としてとりまとめる。

### 4 概要版の作成

緑の広域計画を県民にわかりやすく説明できる兵庫県ホームページ及びA4版4ページ程度のリーフレット等を協議の上で作成する。

### 5 委員会等の対応

緑の広域計画策定にあたり、兵庫県のまちづくり審議会およびその部会となる緑の広域計画検討小委員会へ諮るための説明資料作成等を行う。

- ・まちづくり審議会

実施回数:3回

対応内容:資料作成

- ・緑の広域計画検討小委員会(R8.3設置予定)

実施回数:5回

対応内容:資料作成、運営補助

## 第4条 対象区域

兵庫県全域を対象とし、全県および地域毎に緑地の目指すべき方向性を検討するものとする。

## 第5条 業務の条件

報告書及び協議資料等は、数値等の出典元およびその内容等を必ず記載して作成するものとする。

## 第6条 打合協議

打合せは、原則として下記の段階で行うものとし、7回以上実施するものとする。協議後は協議内容を取りまとめた協議簿を作成すること。

### 1 業務着手時

2 中間(小委員会毎・5回以上)

3 本業務最終納品時

なお、業務の実施にあたり、協議は適宜追加するが設計変更の対象としない。

## 第7条 成果物の提出

本業務は、電子納品対象業務とする。なお、電子データは PDF データ及び PDF 変換前のデータを協議の上で合わせて納品すること。

### ○提出成果品

1 報告書 2部(A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本)

2 電子成果品 2部(DVD または協議により決定)

3 概要版 電子データのみ

## 第8条 管理技術者

管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門のうち都市及び地方計画)、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。(都市計画及び地方計画))の資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

また、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)あるいは公園管理運営士の資格保有者であり、「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」等の計画策定業務の実績を有することが望ましい。

## 第9条 照査技術者

照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門のうち都市及び地方計画)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM(都市計画及び地方計画)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

## 第10条 担当技術者

担当技術者は、業務の履行にあたり、「都道府県広域緑地計画」、都道府県の「緑の広域計画」、または政令指定都市の「緑の基本計画」等の計画策定業務の実績を有することが望ましい。

## 第11条 貸与品

本業務において、下記の資料を貸与する。

1 兵庫県広域緑地の方針検討業務成果品(平成 28 年3月)

2 兵庫県グリーンフェニックス計画(兵庫県広域緑地計画)(平成8年3月)

## 第12条 参考資料

本業務の実施にあたり参考とすべき兵庫県における計画を示す。なお、業務の実施にあたり

下記以外の計画も必要に応じ参考とすること。

- 1 上位計画
  - (1) ひょうごビジョン 2050
- 2 下位計画
  - (1) 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画
- 3 関連計画
  - (1) 兵庫県地域創生戦略(2025～2029)
  - (2) 兵庫県地域防災計画
  - (3) まちづくり基本方針
  - (4) 都市計画区域マスターplan
  - (5) 第6次兵庫県環境基本計画
  - (6) 生物多様性ひょうご戦略
  - (7) ひょうご花緑創造プラン

### **第13条 留意事項等**

- 1 本仕様書に明記無き事項、並びに本業務に関して疑義を生じた場合は、調査員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 2 令和8年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。